

第 4 0 号議案

足立区における保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区における保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例
足立区における保育の実施等に関する条例（平成 2 3 年足立区条例第
4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条第 1 項中「初日」を「初日の前日」に改める。

別表第 1 同すわぎ保育園の項を削る。

別表第 2 に次のように加える。

同 青井おひさま保育園 足立区青井一丁目 1 7 番 5 号

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2
の改正規定は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行
する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正により設置する認可外保育施設に係る申請その
他の行為は、施行日前においても、この条例による改正後の足立区に
おける保育の実施等に関する条例の例により行うことができる。

（提案理由）

保育所の設置及び廃止を行うとともに、規定を整備する必要があるの
で、この条例案を提出いたします。